

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 2月 4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）の海水側水室ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
2	1号機	原子炉建屋スチームドレンサンプポンプ（A）の点検において、シャフトのグランドスリーブとの嵌合部及び羽根車との嵌合部に摩耗が認められたため、当該ポンプ回転部の部品及び軸受一式を交換	D	
3	1号機	ページング装置（主変圧器付近に設置の1台）に拡声不能及び通話不能が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
4	1号機	1・2号機主排気筒放射線モニタ建屋の屋根の一部（南東側角）に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	2号機	非常用ディーゼル発電機（A）の定例試験において、ディーゼル機関排気管の浸水を示す警報用レベルスイッチの誤作動による警報の頻発事象が認められたため、当該警報回路を点検・修理	D	
6	3号機	3・4号機用超高压開閉所の碍子洗浄装置の点検において、洗浄水供給配管の凍結防止用ヒーターの電源「入」を示す表示灯が消灯していたため、当該表示灯装置を交換	D	
7	4号機	主発電機内部冷却用水素ガスポンベ（B系）の供給元弁（1台）のグランド部より水素ガスのリーク（微少）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	4号機	主発電機励磁装置室空調機（B）のフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	対象外	
9	4号機	計装用空気系配管用地下埋設トレンチからの貫通スリーブ（3・4号機サービス建屋の出入口南側屋外に設置）に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	5号機	試料採取系原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器出口のサンプリング用試料採取ラック内の減圧機構調整部の接続箇所より、シンク内への水のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	5号機	取水設備スクリーン洗浄装置の渦巻ストレーナ（B）のドレン配管に発錆が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
12	6号機	主タービン第1軸受振動記録計に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
13	6号機	循環水配管電気防食装置用制御盤内の電極電位の制御範囲外れを示すランプの点灯（1箇所）が認められたため、当該電極の電位を調整	対象外	
14	6号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気ファン（A）用フィルタに一部破損が認められたため、当該フィルタを点検・修理	D	
15	6号機	循環水ポンプ出口弁ピット内の排水サンプポンプ出口配管及び当該配管サポートに発錆が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	集中環境施設	高温焼却設備1次排ガス冷却器の上部保温材の隙間より煙らしきものが認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで